

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局規程

（趣旨）

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 釧路市・阿寒町・音別町合併協議会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、班長、副班長、書記その他必要な職員を置く。

2 班の組織及び分掌事務は、別表第1のとおりとする。

3 第1項に規定する事務局の職員（以下「職員」という。）は、釧路市、阿寒町及び音別町（以下「関係市町」という。）の職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて北海道職員の派遣を要請することができる。

（職員の職務）

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長の職務を代理する。

3 班長は、分掌事務を総括管理し、所属する副班長、書記を指揮監督する。

4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるとき又は班長が欠けたとき

は、班長の職務を代理する。

5 書記は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

（専決事項）

第5条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

(1) 物品の購入その他契約の締結及び現金の出納に関すること。ただし、
200万円未満の支出に限る。

(2) 職員の休暇並びに時間外勤務命令及び旅行命令に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、軽易な事項に関すること。

（情報公開の取扱い）

第6条 協議会が保有する情報に係る取扱いについては、会長が属する市町
（以下「会長市町」という。）の例によるものとする。

（公印の取扱い）

第7条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び事務局長印とし、
その名称、規格、書体、個数、使用区分及び保管責任者は、別表第2のと
おりとする。

2 協議会の公印の取扱い等については、会長市町の例によるものとする。

（職員の服務）

第8条 職員の服務及び勤務条件については、関係市町の事務従事の例によ
るものとする。ただし、勤務時間の割振り並びに休憩時間及び休息時間
については、会長市町の例によるものとする。

（職員の給与等）

第9条 職員の給与については、それぞれが所属する市、又は町の負担とす
る。

2 職員の旅費については、会長市町の例により協議会が支給する。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営等に関し必要な事項
は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 7 年 1 月 3 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

班	分 掌 事 務
総務・計画班	(1) 庶務及び会計に関すること (2) 合併の諸手続きに関すること (3) 協議会の会議に関すること (4) 合併に係る広報広聴に関すること (5) 合併に係わる資料の編纂に関すること (6) 人事に関すること (7) 報酬等の支給に関すること (8) 合併の方式及び期日に関すること (9) 新市の名称、事務所の位置に関すること (10) 新市建設計画に関すること (11) 財政計画に関すること (12) 国、北海道との連絡調整に関すること (13) その他他の班に属さないこと
調 整 班	(1) 議会議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する こと (2) 特別職、一般職の職員の身分の取扱いに関すること (3) 組織及び機構に関すること (4) 一部事務組合等の取扱いに関すること (5) 財産及び債務の取扱いに関すること (6) 地方税の取扱いに関すること (7) 条例、規則等の取扱いに関すること (8) 使用料、手数料等の取扱いに関すること (9) 補助金、交付金等の取扱いに関すること (10) 町名・字名の取扱いに関すること (11) 公共的団体等の取扱いに関すること (12) 慣行の取扱いに関すること (13) 国民健康保険事業の取扱いに関すること (14) 介護保険事業の取扱いに関すること (15) 消防団の取扱いに関すること (16) 各種事務事業の取扱いに関すること

別表第 2 (第 7 条関係)

公 印 の 名 称	規格 (ミリ	書 体	個 数	使 用 区 分	保管責任者
-----------	---------	-----	-----	---------	-------

	メートル)				
釧路市・阿寒町 ・音別町合併協 議会会長印	方 2 1	てん書	1	会長名をもって 発する文書	事務局長
釧路市・阿寒町 ・音別町合併協 議会会長職務代 理者印	方 2 1	てん書	1	会長職務代理者 名をもって発す る文書	事務局長
釧路市・阿寒町 ・音別町合併協 議会事務局長印	方 1 8	てん書	1	事務局長名をも って発する文書	事務局長